

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年6月10日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷口 嘉邦
【電話番号】	03-6731-4720
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田TOPIXオープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

明治安田TOPIXオープン（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

### (5)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、手数料はかかりません。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (6)【申込単位】

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。

いずれのコースでもお申込単位は販売会社が定める申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合せください。

### (7)【申込期間】

平成26年6月11日から平成26年12月10日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

### (9)【払込期日】

申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

### (10)【払込取扱場所】

お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

### (11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

### (12)【その他】

申込証拠金はありませぬ。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

3月10日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田TOPIXオープンは、「明治安田TOPIXマザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

#### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産（ ）	特殊型
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

#### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

#### ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル （日本含む） 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	日経225
不動産投信	日々 その他 （ ）	中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	TOPIX その他 （ ）
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））				
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

#### その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

#### 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

#### 日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL: <http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限 1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### (2) 【ファンドの沿革】

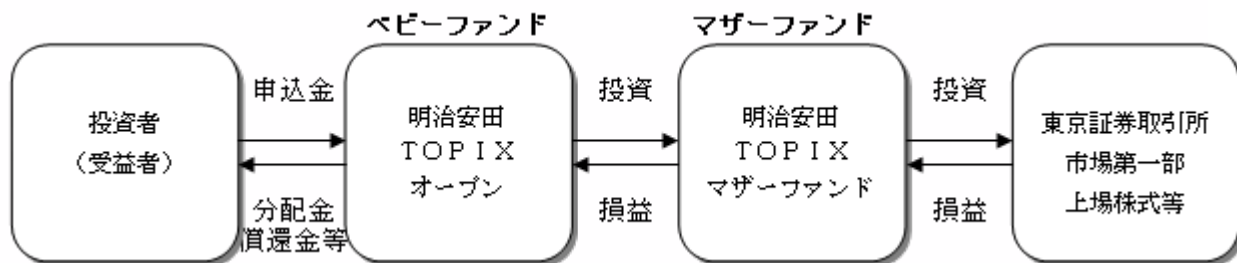
平成15年5月23日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成21年4月1日	ファンドの名称を「明治ドレスナーTOPIXオープン」から「MDAM・TOPIXオープン」に変更
平成22年10月1日	ファンドの名称を「MDAM・TOPIXオープン」から「明治安田TOPIXオープン」に変更

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

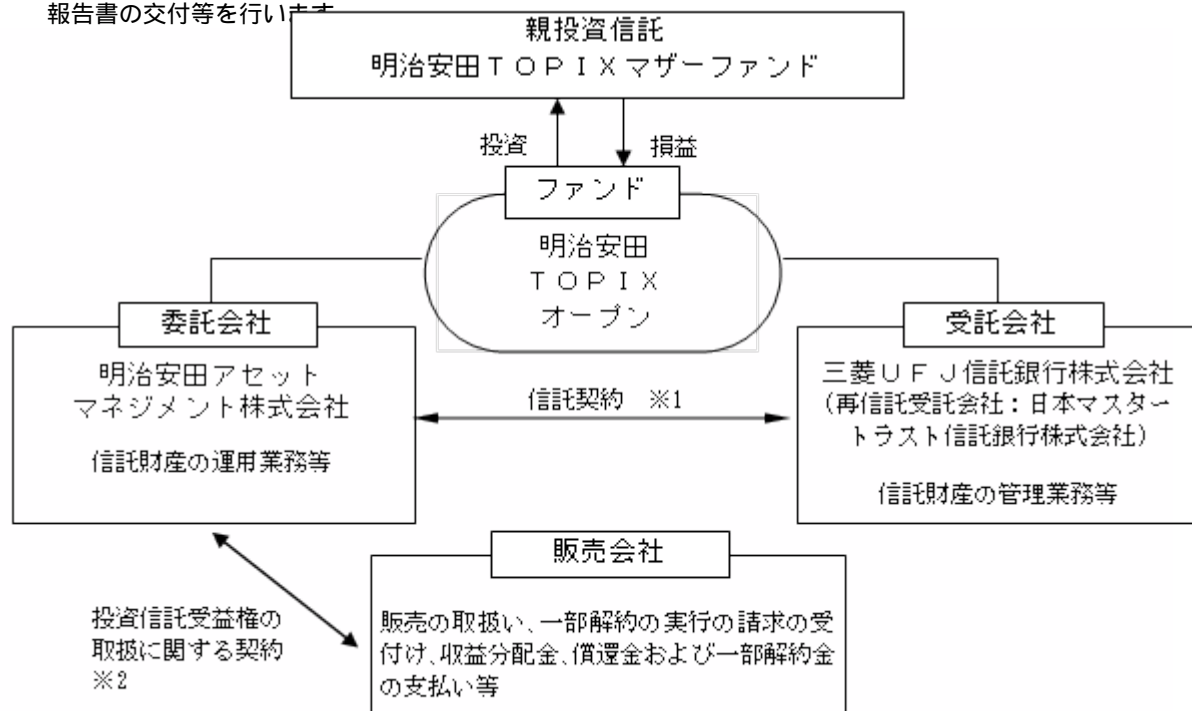
「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

#### 委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。  
(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



## 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

## 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 運用方針

「明治安田TOPIXマザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### 運用の形態等

ファミリーファンド方式を利用してTOPIX（東証株価指数）をベンチマークとしたパッシブ運用を行います。

#### 投資対象

明治安田TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、当ファンドにおいて直接、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部とすることがあります。）上場銘柄に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）先物取引を行うことがあります。

#### 投資態度

1. 東証市場第一部上場銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
  2. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。
  3. 株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。
  4. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。
  5. 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 資金動向、市況動向等の事情によっては、このような運用が出来ない場合があります。

## TOPIXとは

TOPIX（東証株価指数）は、東証市場第一部の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といたします。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

- ・ TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。東京証券取引所は、ファンドの購入者又は公衆に対し、ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。東京証券取引所は、当社又はファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ・ ファンドは、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- ・ 上記に限らず、東京証券取引所はファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

### (参考) 親投資信託の概要

#### 「明治安田TOPIXマザーファンド」

##### 投資の基本方針

##### 1 基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

##### 2 運用方法

##### (1) 投資対象

東証市場第一部上場銘柄の株式およびTOPIX（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

東証市場第一部上場銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。

株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

〔投資対象ユニバースの決定〕

TOPIXに採用されている銘柄（採用予定銘柄を含む）から、信用リスクが極めて高い銘柄を除外した投資対象となる銘柄群リスト（投資対象ユニバース・リスト）を作成します。

〔組入銘柄および株数の決定〕

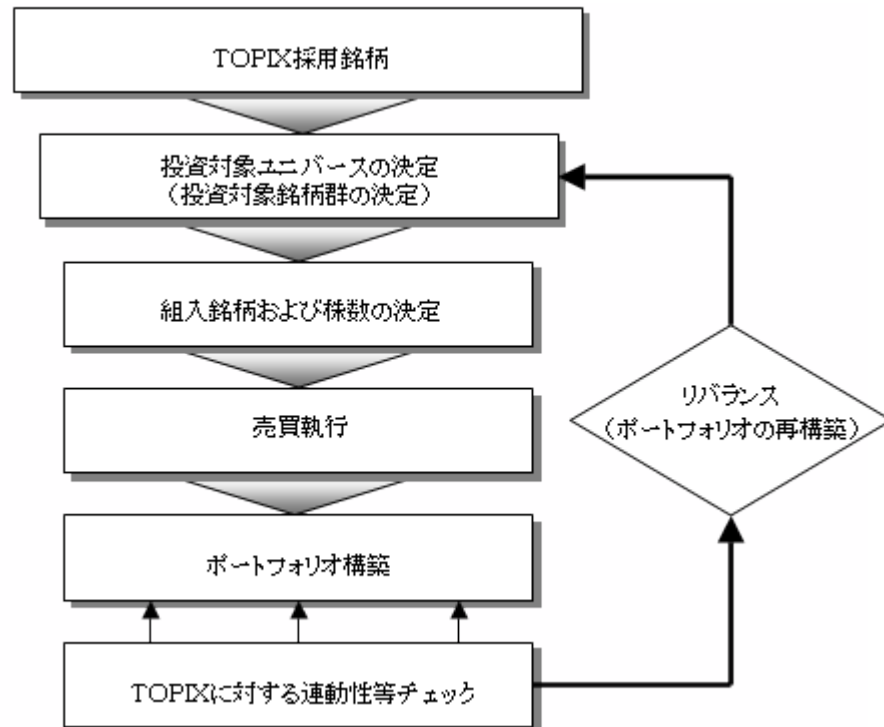
ファンドの純資産総額や個別銘柄の市場流動性、売買コスト等を勘案してTOPIXに近づくように一定の方法（最適化法）を用いて投資対象ユニバースの中から実際に買付けを行う銘柄のリストおよび株数を割り出します。

〔ポートフォリオの構築〕

運用担当者から指示を受けた専任のトレーダーが、市場でのマーケット・インパクトや取引コストを最小化するように株式を売買発注し、ポートフォリオを完成させます。

〔リバランス〕

日次、月次でTOPIXとの連動性をチェックします。連動性が低まったと判断した場合には、売買コストを考慮しつつ組入銘柄の見直しを行い、ポートフォリオを再構築（リバランス）します。また、ファンドの資金流出入やTOPIX採用銘柄の入れ替えが行われた場合等にもリバランスを実施する場合があります。



非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。

スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

### (2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー



11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに16.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに16.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## (3)【運用体制】

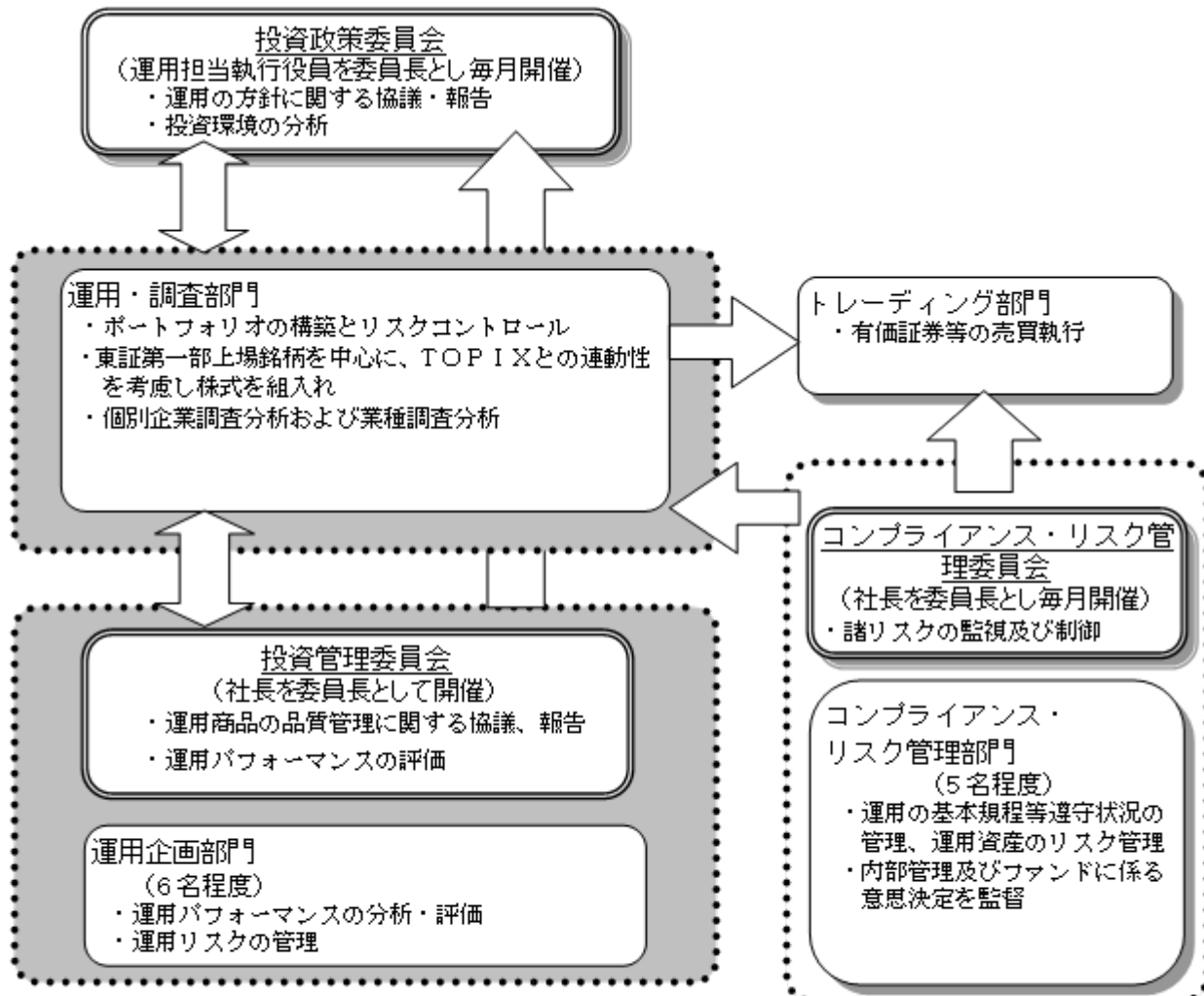
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

## &lt; 受託会社に対する管理体制 &gt;

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎年1回（原則3月10日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日まで）に、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。収益分配金の支払いは販売会社において行います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

##### <投資信託約款に基づく投資制限>

##### 株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

（注）実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

##### 新株引受権証券等の投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

##### 投資信託証券の投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、制限を設けません。

##### 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

##### 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

##### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### < 法律等で規制される投資制限 >

##### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

##### 1. 値動きの主な要因

###### 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### 2. その他のリスク・留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

当ファンドは東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目指しますが、基準価額と指数が完全に一致するものではありません。また、投資成果が指数を連動または上回ることを保証するものではありません。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

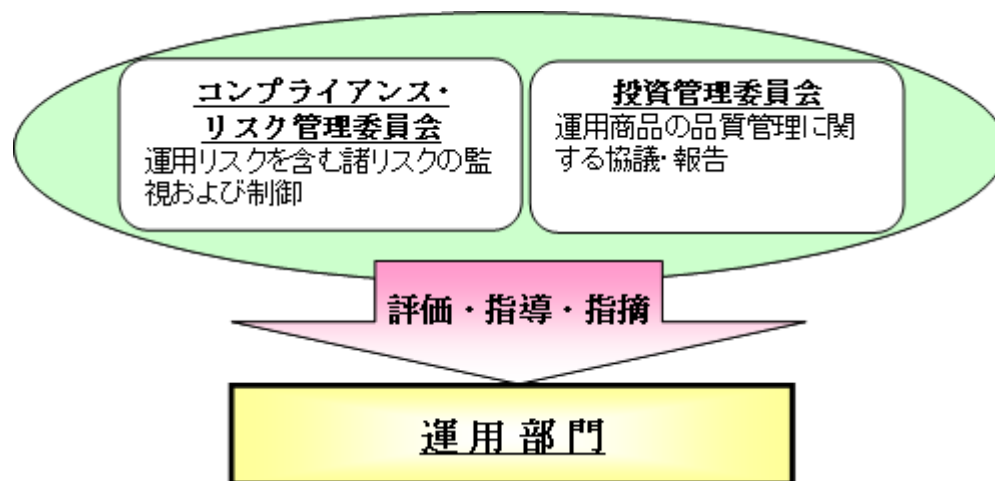
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額に、2.16%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

##### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありませぬ。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.648%（税抜0.6%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は以下のとおりです。

（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.648% (税抜0.6%)	0.2808% (税抜0.26%)	0.27% (税抜0.25%)	0.0972% (税抜0.09%)

「税抜」における税とは、消費税等相当額をいいます。

上記信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

##### (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入る有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

##### (5)【課税上の取扱い】

###### 1)個人、法人別の課税の取扱いについて

###### 1.個人の受益者に対する課税

###### <収益分配金（普通分配金）に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されませぬ。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

###### <一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

###### <損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限りませぬ。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

###### 2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありませぬ。収益分

配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

## 2) 個別元本方式について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

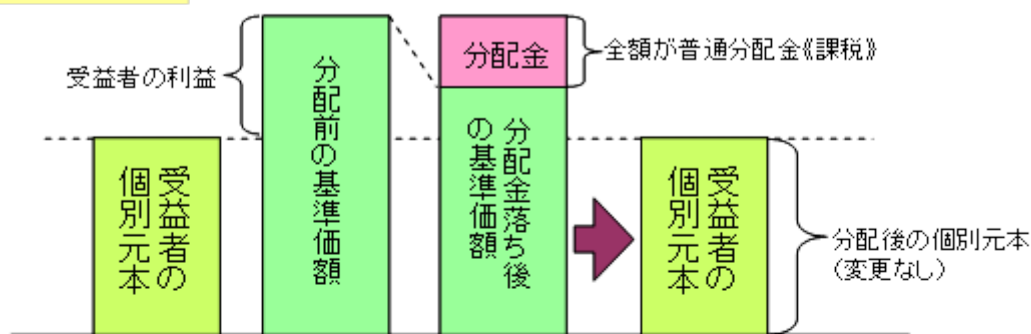
## 3) 収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

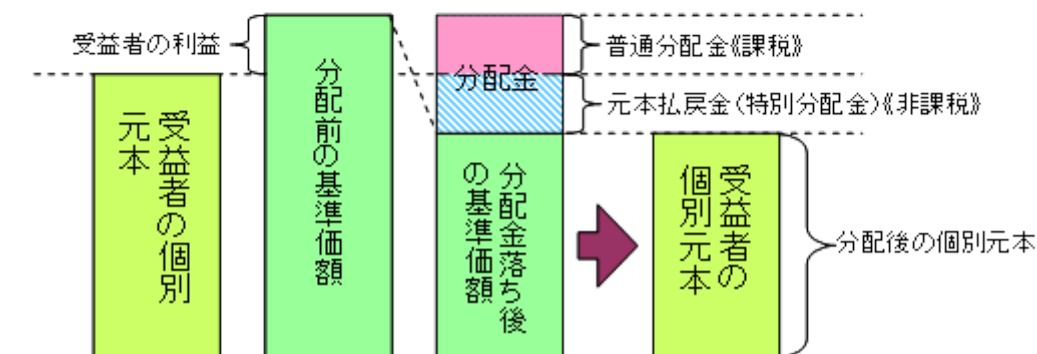
収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

### ①の場合



### ②の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用があります。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。

#### < 少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合 >

少額投資非課税制度（NISA）は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。



**5【運用状況】**

以下は平成26年3月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

**(1)【投資状況】**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	210,639,532	99.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		204,989	0.10
合計(純資産総額)		210,844,521	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田TOPIX マザーファンド	120,303,577	1.7706	213,020,260	1.7509	210,639,532	99.90

**ロ. 種類別投資比率**

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間末（平成17年 3月10日）	2,296,401,146	2,321,924,455	14,396	14,556
第3計算期間末（平成18年 3月10日）	2,254,715,716	2,272,879,687	19,861	20,021
第4計算期間末（平成19年 3月12日）	255,627,456	257,578,487	20,963	21,123
第5計算期間末（平成20年 3月10日）	165,201,789	167,005,605	14,654	14,814
第6計算期間末（平成21年 3月10日）	99,702,647	99,702,647	8,541	8,541
第7計算期間末（平成22年 3月10日）	144,387,303	146,719,160	11,145	11,325
第8計算期間末（平成23年 3月10日）	151,937,213	154,377,403	11,208	11,388
第9計算期間末（平成24年 3月12日）	148,622,712	148,622,712	10,346	10,346
第10計算期間末（平成25年 3月11日）	172,228,597	175,212,989	12,696	12,916
第11計算期間末（平成26年 3月10日）	208,749,831	212,112,662	14,898	15,138

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成25年 3月末日	179,202,737	12,738
4月末日	200,884,966	14,316
5月末日	197,619,721	13,927
6月末日	196,119,936	13,924
7月末日	195,087,793	13,882
8月末日	188,522,354	13,576
9月末日	208,052,539	14,746
10月末日	206,582,196	14,747
11月末日	217,722,908	15,536
12月末日	224,276,814	16,077
平成26年 1月末日	207,895,773	15,059
2月末日	210,377,816	14,945
3月末日	210,844,521	14,720

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第2計算期間末	平成16年 3月11日から平成17年 3月10日	160
第3計算期間末	平成17年 3月11日から平成18年 3月10日	160
第4計算期間末	平成18年 3月11日から平成19年 3月12日	160
第5計算期間末	平成19年 3月13日から平成20年 3月10日	160
第6計算期間末	平成20年 3月11日から平成21年 3月10日	0
第7計算期間末	平成21年 3月11日から平成22年 3月10日	180
第8計算期間末	平成22年 3月11日から平成23年 3月10日	180
第9計算期間末	平成23年 3月11日から平成24年 3月12日	0
第10計算期間末	平成24年 3月13日から平成25年 3月11日	220
第11計算期間末	平成25年 3月12日から平成26年 3月10日	240

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第2計算期間末	平成16年 3月11日から平成17年 3月10日	6.05
第3計算期間末	平成17年 3月11日から平成18年 3月10日	39.07
第4計算期間末	平成18年 3月11日から平成19年 3月12日	6.35
第5計算期間末	平成19年 3月13日から平成20年 3月10日	29.33
第6計算期間末	平成20年 3月11日から平成21年 3月10日	41.72
第7計算期間末	平成21年 3月11日から平成22年 3月10日	32.60
第8計算期間末	平成22年 3月11日から平成23年 3月10日	2.18
第9計算期間末	平成23年 3月11日から平成24年 3月12日	7.69
第10計算期間末	平成24年 3月13日から平成25年 3月11日	24.84
第11計算期間末	平成25年 3月12日から平成26年 3月10日	19.23

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第2計算期間末	平成16年 3月11日から平成17年 3月10日	67,490,755	1,683,142,902	1,595,206,819
第3計算期間末	平成17年 3月11日から平成18年 3月10日	66,360,870	526,319,466	1,135,248,223
第4計算期間末	平成18年 3月11日から平成19年 3月12日	60,289,581	1,073,598,350	121,939,454
第5計算期間末	平成19年 3月13日から平成20年 3月10日	27,512,412	36,713,322	112,738,544
第6計算期間末	平成20年 3月11日から平成21年 3月10日	23,474,826	19,481,024	116,732,346
第7計算期間末	平成21年 3月11日から平成22年 3月10日	28,396,499	15,581,182	129,547,663
第8計算期間末	平成22年 3月11日から平成23年 3月10日	19,266,110	13,247,641	135,566,132
第9計算期間末	平成23年 3月11日から平成24年 3月12日	21,180,880	13,098,918	143,648,094
第10計算期間末	平成24年 3月13日から平成25年 3月11日	18,844,753	26,838,657	135,654,190
第11計算期間末	平成25年 3月12日から平成26年 3月10日	30,470,923	26,007,143	140,117,970

(参考)

明治安田TOPIXマザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	10,184,217,790	96.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		424,820,118	4.00
合計(純資産総額)		10,609,037,908	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	82,900	5,732.92	475,259,200	5,826	482,975,400	4.55
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	445,000	566.47	252,083,000	567	252,315,000	2.38
3	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	28,900	7,776.80	224,749,700	7,800	225,420,000	2.12
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	44,400	4,376.16	194,301,671	4,409	195,759,600	1.85
5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	53,500	3,593.89	192,273,600	3,634	194,419,000	1.83
6	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	761,400	203.64	155,053,800	204	155,325,600	1.46
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	23,100	5,629.03	130,030,600	5,619	129,798,900	1.22
8	日本	株式	ファナック	電気機器	6,600	17,667.50	116,605,500	18,205	120,153,000	1.13
9	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	36,800	3,158.59	116,236,200	3,240	119,232,000	1.12
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	23,300	4,876.13	113,614,000	4,892	113,983,600	1.07
11	日本	株式	キヤノン	電気機器	34,400	3,124.55	107,484,800	3,191	109,770,400	1.03
12	日本	株式	KDDI	情報・通信業	18,300	5,862.54	107,284,500	5,976	109,360,800	1.03
13	日本	株式	日立製作所	電気機器	143,000	780.92	111,672,000	762	108,966,000	1.03
14	日本	株式	三菱地所	不動産業	41,000	2,441.24	100,091,000	2,446	100,286,000	0.95
15	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	24,500	3,883.24	95,139,400	3,944	96,628,000	0.91
16	日本	株式	三井不動産	不動産業	28,000	3,122.32	87,425,000	3,149	88,172,000	0.83
17	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	71,800	1,236.44	88,776,600	1,224	87,883,200	0.83
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	45,700	1,899.01	86,784,800	1,916	87,561,200	0.83
19	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	10,900	7,496.71	81,714,200	7,606	82,905,400	0.78
20	日本	株式	パナソニック	電気機器	68,100	1,228.57	83,666,200	1,173	79,881,300	0.75
21	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	120,100	667.94	80,219,800	662	79,506,200	0.75
22	日本	株式	三井物産	卸売業	54,100	1,493.40	80,793,300	1,459	78,931,900	0.74
23	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	48,300	1,614.50	77,980,500	1,628	78,632,400	0.74
24	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	83,500	890.49	74,356,300	920	76,820,000	0.72
25	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	263,000	281.47	74,029,000	282	74,166,000	0.70
26	日本	株式	デンソー	輸送用機器	14,700	5,068.02	74,500,000	4,948	72,735,600	0.69
27	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	19,500	3,660.88	71,387,200	3,660	71,370,000	0.67
28	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	22,700	2,978.21	67,605,400	3,098	70,324,600	0.66
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	60,000	1,183.50	71,010,000	1,162	69,720,000	0.66
30	日本	株式	信越化学工業	化学	11,100	5,656.66	62,789,000	5,898	65,467,800	0.62

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	12.18
		輸送用機器	11.31
		銀行業	9.01
		情報・通信業	7.00
		化学	5.22
		機械	5.02
		医薬品	4.39
		卸売業	4.37
		小売業	4.08
		食料品	3.78
		陸運業	3.66
		不動産業	3.18
		建設業	2.41
		サービス業	2.35
		保険業	2.12
		電気・ガス業	2.06
		証券、商品先物取引業	1.60
		鉄鋼	1.53
		その他製品	1.42
		精密機器	1.36
		その他金融業	1.23
		ガラス・土石製品	0.99
		非鉄金属	0.98
		ゴム製品	0.89
		繊維製品	0.72
		金属製品	0.67
		石油・石炭製品	0.58
		空運業	0.49
		鉱業	0.47
		海運業	0.35
パルプ・紙	0.29		
倉庫・運輸関連業	0.21		
水産・農林業	0.08		
合計			96.00

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	35	日本円	408,839,400	421,050,000	3.97

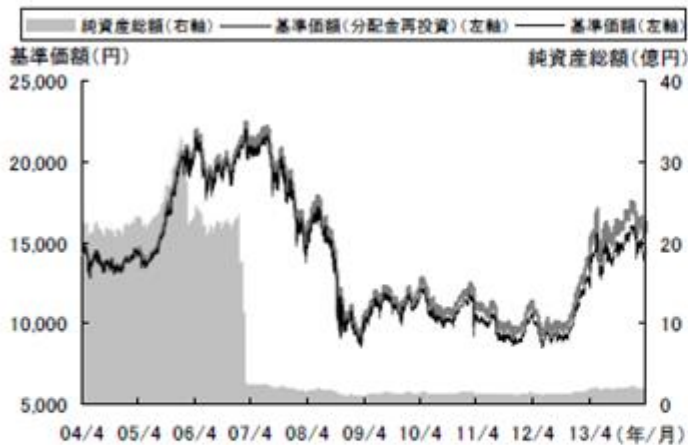
(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2014年3月31日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

分配金の推移	
2014年3月	240円
2013年3月	220円
2012年3月	0円
2011年3月	180円
2010年3月	180円
設定来累計	1,460円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	14,720円
純資産総額	210百万円

## 主要な資産の状況

## 資産の組入比率

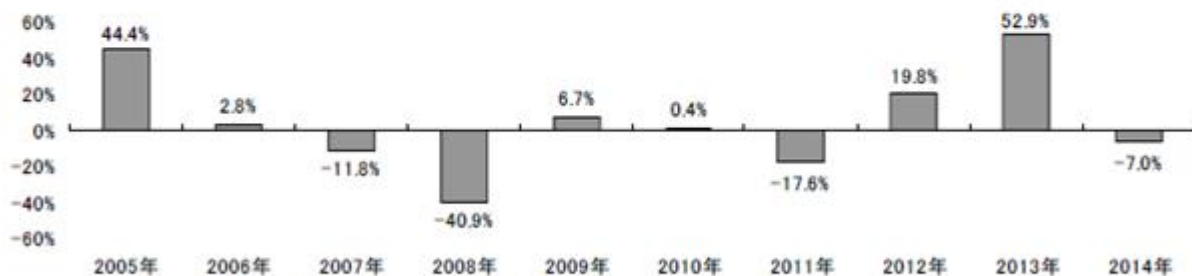
資産の種類	投資比率(%)
明治安田TOPIXマザーファンド	99.90
その他資産(負債控除後)	0.10
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位銘柄(マザーファンド)

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 トヨタ自動車	輸送用機器	4.55
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.38
3 ソフトバンク	情報・通信業	2.12
4 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.85
5 本田技研工業	輸送用機器	1.83
6 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.46
7 日本電信電話	情報・通信業	1.22
8 ファナック	電気機器	1.13
9 日本たばこ産業	食料品	1.12
10 武田薬品工業	医薬品	1.07

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2014年は2014年3月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取り口座を開設していただきます。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）
4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。  
なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、手数料はかかりません。  
「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）  
申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。  
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. 申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。  
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。  
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。  
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までに取得の申込みが行われ、かつ、当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとし、確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたってください。

### 2【換金（解約）手続等】

#### 信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）
3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料ならびに信託財産留保額はありません。
5. 換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。

9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

#### (2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに上記3.の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日



以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令等の定めるところにより、計算期間終了毎及び償還時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公 告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.myam.co.jp/>
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとしします。

(4)信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

(5)帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成25年3月12日から平成26年3月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

明治安田TOPIXオープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成25年3月11日現在)	第11期 (平成26年3月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,760,355	4,230,096
親投資信託受益証券	171,917,224	208,545,787
未収利息	6	3
流動資産合計	175,677,585	212,775,886
資産合計		
	175,677,585	212,775,886
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,984,392	3,362,831
未払受託者報酬	69,129	98,675
未払委託者報酬	391,683	559,123
その他未払費用	3,784	5,426
流動負債合計	3,448,988	4,026,055
負債合計		
	3,448,988	4,026,055
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	135,654,190	140,117,970
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,574,407	68,631,861
（分配準備積立金）	43,414,249	36,187,978
元本等合計	172,228,597	208,749,831
純資産合計		
	172,228,597	208,749,831
負債純資産合計		
	175,677,585	212,775,886

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 (自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日)	第11期 (自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	47	38
有価証券売買等損益	37,452,280	35,688,563
営業収益合計	37,452,327	35,688,601
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	133,866	191,758
委託者報酬	758,426	1,086,517
その他費用	7,315	10,530
営業費用合計	899,607	1,288,805
営業利益又は営業損失( )	36,552,720	34,399,796
経常利益又は経常損失( )	36,552,720	34,399,796
当期純利益又は当期純損失( )	36,552,720	34,399,796
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	844,780	4,573,381
期首剰余金又は期首欠損金( )	4,974,618	36,574,407
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	12,963,746
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	12,963,746
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,123,759	7,369,876
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	779,025	7,369,876
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	344,734	-
分配金	2,984,392	3,362,831
期末剰余金又は期末欠損金( )	36,574,407	68,631,861

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 (自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第10期 (平成25年3月11日現在)	第11期 (平成26年3月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	135,654,190口	140,117,970口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2696円	1.4898円

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 （自 平成24年3月13日 至 平成25年3月11日）			第11期 （自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日）		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、140,114,220円 (10,000口当たり10,328円76銭)のうち、2,984,392円 (10,000口当たり220円00銭)を分配金額としておりま ず。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、145,194,957円 (10,000口当たり10,362円31銭)のうち、3,362,831 円(10,000口当たり240円00銭)を分配金額としており ます。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,104,292円	配当等収益額（費用控除後）	A	3,489,626円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	93,715,579円	収益調整金額	C	105,644,148円
分配準備積立金額	D	43,294,349円	分配準備積立金額	D	36,061,183円
分配対象額（A + B + C + D）	E	140,114,220円	分配対象額（A + B + C + D）	E	145,194,957円
期末受益権口数	F	135,654,190口	期末受益権口数	F	140,117,970口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	10,328円 76銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	10,362円 31銭
10,000口当たりの分配金額	H	220円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	240円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,984,392円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	3,362,831円

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## （1）金融商品の状況に関する事項

第11期 (自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

## （2）金融商品の時価等に関する事項

第11期 (平成26年 3月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

	第10期 (平成25年 3月11日現在)	第11期 (平成26年 3月10日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	36,077,221	31,102,340
合計	36,077,221	31,102,340

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第10期 （平成25年3月11日現在）	第11期 （平成26年3月10日現在）
1. 期首元本額	143,648,094円	135,654,190円
期中追加設定元本額	18,844,753円	30,470,923円
期中一部解約元本額	26,838,657円	26,007,143円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田TOPIXマザーファンド	117,722,714	208,545,787	
	合計	117,722,714	208,545,787	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



（参考）

当ファンドは「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田TOPIXマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田TOPIXマザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成26年3月10日現在）	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	91,311,513	
株式 1	5,378,651,280	
派生商品評価勘定	192,480	
未収配当金	6,000,550	
未収利息	75	
前払金	2,015,000	
流動資産合計	5,478,170,898	
資産合計	5,478,170,898	
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,773,360	
未払解約金	2,600,000	
流動負債合計	5,373,360	
負債合計	5,373,360	
純資産の部		
元本等		
元本	3,089,442,616	
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,383,354,922	
元本等合計	5,472,797,538	
純資産合計	5,472,797,538	
負債純資産合計	5,478,170,898	

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年3月10日現在)
1. 1 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。
	株式 58,210,000円
2. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,089,442,616口
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.7715円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## （1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日）
1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数先物取引に係る価格変動リスクを有しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

## （2）金融商品の時価等に関する事項

（平成26年 3月10日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成26年 3月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	701,837,261
合計	701,837,261

## （デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（株式関連）

区分	種類	（平成26年3月10日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	88,780,000 (88,785,880)	- (-)	86,205,000	2,575,000 (2,580,880)
合計		88,780,000 (88,785,880)	- (-)	86,205,000	2,575,000 (2,580,880)

## （注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

## 2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、（ ）内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

## （その他の注記）

元本の移動

区分	（平成26年3月10日現在）	
1．期首元本額		2,907,545,439円
期中追加設定元本額		915,925,778円
期中一部解約元本額		734,028,601円
期末現在における元本の内訳（注）	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	825,860,278円
	明治安田TOPIXオープン	117,722,714円
	明治安田DC・TOPIXオープン	1,595,871,997円
	明治安田VA・TOPIXオープン（適格機関投資家私募）	69,059,921円
	明治安田日本株式パッシブPファンド（適格機関投資家私募）	480,927,706円
	合計	3,089,442,616円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	極洋	3,000	272	816,000	
	日本水産	6,300	224	1,411,200	
	マルハニチロホールディングス	10,000	174	1,740,000	
	サカタのタネ	800	1,350	1,080,000	
	ホクト	500	2,031	1,015,500	
	日鉄鉱業	1,000	432	432,000	
	三井松島産業	3,000	161	483,000	
	国際石油開発帝石	16,500	1,317	21,730,500	
	日本海洋掘削	100	4,740	474,000	
	石油資源開発	500	3,685	1,842,500	
	ショーボンドホールディングス	300	4,665	1,399,500	
	ミライト・ホールディングス	1,300	971	1,262,300	
	安藤・間	2,800	381	1,066,800	
	東急建設	1,700	436	741,200	
	コムシスホールディングス	1,800	1,731	3,115,800	
	ミサワホーム	500	1,336	668,000	
	高松コンストラクショングループ	400	1,758	703,200	
	東建コーポレーション	180	4,560	820,800	
	大成建設	18,000	466	8,388,000	
	大林組	11,000	646	7,106,000	
	清水建設	12,000	565	6,780,000	
	長谷工コーポレーション	5,000	704	3,520,000	
	鹿島建設	16,000	368	5,888,000	
	不動テトラ	3,800	193	733,400	
	鉄建建設	3,000	299	897,000	
	西松建設	5,000	349	1,745,000	
	三井住友建設	11,000	112	1,232,000	
	前田建設工業	2,000	631	1,262,000	
	奥村組	3,000	459	1,377,000	
	東鉄工業	500	1,924	962,000	
	戸田建設	4,000	335	1,340,000	
	熊谷組	3,000	276	828,000	
	大東建託	1,300	10,070	13,091,000	
	N I P P O	1,000	1,514	1,514,000	
	前田道路	1,000	1,594	1,594,000	
	日本道路	1,000	505	505,000	
	東亜建設工業	4,000	224	896,000	
	東洋建設	1,700	366	622,200	
	五洋建設	5,500	361	1,985,500	
	世紀東急工業	3,000	122	366,000	
	住友林業	2,400	1,063	2,551,200	
	ヤマダ・エスバイエルホーム	3,000	114	342,000	
	パナホーム	2,000	706	1,412,000	

大和ハウス工業	10,000	1,932	19,320,000
ライト工業	1,300	930	1,209,000
積水ハウス	8,800	1,353	11,906,400
中電工	600	1,709	1,025,400
関電工	2,000	546	1,092,000
きんでん	2,000	1,029	2,058,000
日本電設工業	1,000	1,362	1,362,000
協和エクシオ	1,500	1,480	2,220,000
三機工業	1,000	600	600,000
日揮	3,000	3,697	11,091,000
中外炉工業	2,000	224	448,000
高砂熱学工業	1,200	1,021	1,225,200
大気社	500	2,106	1,053,000
日比谷総合設備	700	1,248	873,600
東芝プラントシステム	1,000	1,373	1,373,000
東洋エンジニアリング	2,000	484	968,000
千代田化工建設	2,000	1,531	3,062,000
新興プランテック	1,000	806	806,000
日本製粉	2,000	535	1,070,000
日清製粉グループ本社	4,000	1,122	4,488,000
昭和産業	2,000	333	666,000
東洋精糖	6,000	100	600,000
日本甜菜製糖	3,000	199	597,000
三井製糖	2,000	420	840,000
森永製菓	4,000	223	892,000
中村屋	2,000	405	810,000
江崎グリコ	1,000	1,377	1,377,000
不二家	3,000	186	558,000
山崎製パン	2,000	1,147	2,294,000
カルビー	1,300	2,538	3,299,400
森永乳業	3,000	331	993,000
ヤクルト本社	2,100	5,000	10,500,000
明治ホールディングス	1,100	6,660	7,326,000
雪印メグミルク	500	1,308	654,000
プリマハム	3,000	200	600,000
日本ハム	2,000	1,672	3,344,000
伊藤ハム	2,000	450	900,000
丸大食品	2,000	307	614,000
S Foods	500	1,027	513,500
サッポロホールディングス	7,000	402	2,814,000
アサヒグループホールディングス	6,800	2,820	19,176,000
キリンホールディングス	15,000	1,388	20,820,000
宝ホールディングス	3,000	799	2,397,000
コカ・コーラウエスト	1,300	1,812	2,355,600
サントリー食品インターナショナル	1,700	3,530	6,001,000
ダイトードリンコ	200	4,275	855,000
伊藤園	1,100	2,145	2,359,500
キーコーヒー	500	1,592	796,000

ジャパンフーズ	600	1,262	757,200
日清オイリオグループ	2,000	339	678,000
不二製油	1,000	1,410	1,410,000
J - オイルミルズ	2,000	273	546,000
キッコーマン	3,000	2,009	6,027,000
味の素	9,000	1,554	13,986,000
キューピー	1,600	1,485	2,376,000
ハウス食品グループ本社	1,200	1,659	1,990,800
カゴメ	1,100	1,736	1,909,600
アリアケジャパン	400	2,489	995,600
ニチレイ	4,000	459	1,836,000
東洋水産	2,000	3,380	6,760,000
日清食品ホールディングス	1,300	4,545	5,908,500
ロック・フィールド	400	1,855	742,000
日本たばこ産業	19,000	3,191	60,629,000
わらべや日洋	300	1,910	573,000
ミヨシ油脂	3,000	141	423,000
片倉工業	500	1,234	617,000
グンゼ	3,000	272	816,000
東洋紡	16,000	181	2,896,000
ユニチカ	18,000	61	1,098,000
富士紡ホールディングス	2,000	271	542,000
日清紡ホールディングス	2,000	911	1,822,000
倉敷紡績	5,000	184	920,000
日本毛織	1,000	734	734,000
ダイドーリミテッド	1,300	676	878,800
帝人	15,000	260	3,900,000
東レ	23,000	701	16,123,000
アツギ	8,000	117	936,000
セーレン	1,200	839	1,006,800
ワコールホールディングス	2,000	1,078	2,156,000
ホギメディカル	200	5,510	1,102,000
T S Iホールディングス	2,200	613	1,348,600
三陽商会	3,000	289	867,000
オンワードホールディングス	2,000	690	1,380,000
ゴールドウイン	1,000	484	484,000
デザート	1,000	689	689,000
特種東海製紙	3,000	223	669,000
王子ホールディングス	15,000	483	7,245,000
日本製紙	1,700	2,043	3,473,100
三菱製紙	11,000	90	990,000
北越紀州製紙	2,500	471	1,177,500
大王製紙	1,000	1,064	1,064,000
レンゴー	3,000	578	1,734,000
クラレ	5,400	1,165	6,291,000
旭化成	21,000	733	15,393,000
昭和電工	23,000	147	3,381,000
住友化学	24,000	422	10,128,000

住友精化	1,000	847	847,000
日産化学工業	2,500	1,633	4,082,500
クレハ	2,000	495	990,000
石原産業	9,000	99	891,000
日本曹達	2,000	565	1,130,000
東ソー	10,000	418	4,180,000
トクヤマ	5,000	382	1,910,000
セントラル硝子	4,000	342	1,368,000
東亜合成	4,000	421	1,684,000
ダイソー	2,000	346	692,000
電気化学工業	8,000	401	3,208,000
信越化学工業	5,800	5,692	33,013,600
日本カーバイド工業	1,000	249	249,000
堺化学工業	2,000	312	624,000
エア・ウォーター	3,000	1,494	4,482,000
大陽日酸	4,000	767	3,068,000
日本パーカライジング	1,000	2,231	2,231,000
ステラ ケミファ	200	1,437	287,400
日本触媒	2,000	1,240	2,480,000
大日精化工業	2,000	460	920,000
カネカ	4,000	678	2,712,000
三菱瓦斯化学	5,000	655	3,275,000
三井化学	16,000	275	4,400,000
J S R	3,000	1,806	5,418,000
東京応化工業	800	2,199	1,759,200
三菱ケミカルホールディングス	20,500	468	9,594,000
日本合成化学工業	1,000	813	813,000
ダイセル	4,000	889	3,556,000
住友ベークライト	3,000	386	1,158,000
積水化学工業	7,000	1,180	8,260,000
日本ゼオン	3,000	970	2,910,000
アイカ工業	1,100	2,146	2,360,600
宇部興産	17,000	195	3,315,000
積水樹脂	1,000	1,406	1,406,000
日立化成	1,500	1,453	2,179,500
大倉工業	1,000	323	323,000
日本化薬	2,000	1,323	2,646,000
A D E K A	1,600	1,169	1,870,400
日油	3,000	733	2,199,000
花王	8,300	3,520	29,216,000
三洋化成工業	1,000	685	685,000
大日本塗料	3,000	165	495,000
日本ペイント	3,000	1,606	4,818,000
関西ペイント	4,000	1,349	5,396,000
中国塗料	1,000	661	661,000
太陽ホールディングス	300	3,365	1,009,500
D I C	13,000	303	3,939,000
サカティンクス	1,000	992	992,000



東洋インキSCホールディングス	3,000	470	1,410,000
富士フイルムホールディングス	7,000	2,913	20,391,000
資生堂	5,900	1,890	11,151,000
ライオン	3,000	574	1,722,000
高砂香料工業	1,000	605	605,000
マンダム	400	3,545	1,418,000
ファンケル	1,200	1,251	1,501,200
コーセー	800	3,230	2,584,000
ドクターシーラボ	300	3,145	943,500
ポーラ・オルビスホールディングス	400	3,865	1,546,000
コニシ	300	1,806	541,800
長谷川香料	500	1,511	755,500
小林製薬	400	5,730	2,292,000
日本高純度化学	3	229,500	688,500
アース製薬	300	3,605	1,081,500
クミアイ化学工業	1,000	594	594,000
日本農薬	1,000	1,435	1,435,000
アキレス	4,000	143	572,000
有沢製作所	800	592	473,600
日東電工	2,600	4,852	12,615,200
藤森工業	300	2,510	753,000
JSP	400	1,524	609,600
エフピコ	100	6,170	617,000
ニフコ	900	2,837	2,553,300
日本バルカー工業	2,000	287	574,000
ユニ・チャーム	1,900	5,584	10,609,600
協和発酵キリン	4,000	1,086	4,344,000
武田薬品工業	11,900	4,928	58,643,200
アステラス製薬	7,200	6,438	46,353,600
大日本住友製薬	2,500	1,874	4,685,000
塩野義製薬	5,000	2,176	10,880,000
田辺三菱製薬	2,600	1,513	3,933,800
日本新薬	1,000	1,958	1,958,000
中外製薬	3,200	2,565	8,208,000
科研製薬	1,000	1,587	1,587,000
エーザイ	3,900	4,077	15,900,300
ロート製薬	1,000	1,711	1,711,000
小野薬品工業	1,500	9,660	14,490,000
久光製薬	1,100	4,710	5,181,000
持田製薬	200	6,920	1,384,000
参天製薬	1,200	4,770	5,724,000
扶桑薬品工業	2,000	341	682,000
ツムラ	1,100	2,603	2,863,300
日医工	500	1,526	763,000
キッセイ薬品工業	800	2,779	2,223,200
生化学工業	1,000	1,371	1,371,000
鳥居薬品	300	3,520	1,056,000
東和薬品	200	4,730	946,000

沢井製薬	400	6,350	2,540,000
ゼリア新薬工業	700	2,175	1,522,500
第一三共	10,200	1,746	17,809,200
キョーリン製薬ホールディングス	1,000	2,153	2,153,000
大塚ホールディングス	6,300	3,158	19,895,400
大正製薬ホールディングス	800	7,720	6,176,000
日本コークス工業	6,400	130	832,000
昭和シェル石油	3,300	981	3,237,300
コスモ石油	11,000	196	2,156,000
東燃ゼネラル石油	4,000	889	3,556,000
ピーピー・カストロール	2,400	528	1,267,200
富士石油	1,400	298	417,200
出光興産	1,200	2,098	2,517,600
JXホールディングス	35,500	538	19,099,000
横浜ゴム	3,000	1,016	3,048,000
東洋ゴム工業	3,000	769	2,307,000
ブリヂストン	10,100	3,792	38,299,200
住友ゴム工業	2,600	1,411	3,668,600
オカモト	2,000	343	686,000
ニッタ	400	2,246	898,400
東海ゴム工業	800	1,034	827,200
三ツ星ベルト	1,000	559	559,000
バンドー化学	2,000	399	798,000
日東紡績	3,000	456	1,368,000
旭硝子	16,000	559	8,944,000
日本電気硝子	8,000	468	3,744,000
住友大阪セメント	8,000	417	3,336,000
太平洋セメント	19,000	363	6,897,000
東海カーボン	3,000	329	987,000
日本カーボン	3,000	195	585,000
東洋炭素	200	2,183	436,600
ノリタケカンパニーリミテド	3,000	246	738,000
TOTO	5,000	1,468	7,340,000
日本碍子	4,000	2,148	8,592,000
日本特殊陶業	3,000	2,402	7,206,000
フジミインコーポレーテッド	400	1,240	496,000
ニチアス	2,000	669	1,338,000
ニチハ	600	1,316	789,600
新日鐵住金	136,000	295	40,120,000
神戸製鋼所	46,000	142	6,532,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	8,300	2,028	16,832,400
日新製鋼ホールディングス	1,600	996	1,593,600
東京製鐵	2,300	507	1,166,100
共英製鋼	300	1,949	584,700
大和工業	800	3,110	2,488,000
淀川製鋼所	2,000	422	844,000
丸一鋼管	1,100	2,797	3,076,700
大同特殊鋼	5,000	470	2,350,000

日本冶金工業	2,500	347	867,500
山陽特殊製鋼	2,000	410	820,000
愛知製鋼	2,000	408	816,000
日立金属	3,000	1,577	4,731,000
大太平洋金属	2,000	351	702,000
日本電工	2,000	286	572,000
栗本鐵工所	2,000	225	450,000
三菱製鋼	3,000	235	705,000
日本軽金属ホールディングス	9,600	146	1,401,600
三井金属鉱業	10,000	262	2,620,000
東邦亜鉛	2,000	353	706,000
三菱マテリアル	20,000	319	6,380,000
住友金属鉱山	9,000	1,339	12,051,000
DOWAホールディングス	3,000	875	2,625,000
古河機械金属	8,000	190	1,520,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	400	1,551	620,400
東邦チタニウム	900	619	557,100
UACJ	5,000	401	2,005,000
古河電気工業	12,000	266	3,192,000
住友電気工業	11,600	1,555	18,038,000
フジクラ	6,000	489	2,934,000
昭和電線ホールディングス	8,000	105	840,000
タツタ電線	1,100	615	676,500
リョービ	3,000	342	1,026,000
アサヒホールディングス	600	1,724	1,034,400
SUMCO	2,200	727	1,599,400
東洋製罐グループホールディングス	2,400	1,803	4,327,200
横河ブリッジホールディングス	1,000	1,309	1,309,000
三和ホールディングス	3,000	711	2,133,000
文化シャッター	1,000	610	610,000
三協立山	500	2,225	1,112,500
LIXILグループ	4,600	2,877	13,234,200
ノーリツ	800	2,037	1,629,600
長府製作所	300	2,434	730,200
リンナイ	500	8,350	4,175,000
岡部	1,000	1,503	1,503,000
東プレ	900	1,250	1,125,000
高周波熱錬	900	693	623,700
東京製鋼	4,000	165	660,000
日本発條	2,400	1,076	2,582,400
日本製鋼所	5,000	507	2,535,000
三浦工業	500	2,625	1,312,500
タクマ	1,000	795	795,000
ツガミ	2,000	619	1,238,000
オークマ	2,000	895	1,790,000
東芝機械	2,000	534	1,068,000
アマダ	5,000	831	4,155,000
アイダエンジニアリング	1,100	1,056	1,161,600

牧野フライス製作所	2,000	757	1,514,000
オーエスジー	1,500	1,808	2,712,000
旭ダイヤモンド工業	1,100	1,331	1,464,100
D M G 森精機	1,900	1,411	2,680,900
ディスコ	300	6,860	2,058,000
島精機製作所	500	1,674	837,000
日阪製作所	1,000	921	921,000
ナブテスコ	1,700	2,565	4,360,500
三井海洋開発	300	2,737	821,100
S M C	900	26,140	23,526,000
ホソカワミクロン	1,000	616	616,000
ユニオンツール	300	2,371	711,300
オイレス工業	300	2,266	679,800
サトーホールディングス	400	2,454	981,600
小松製作所	15,100	2,238	33,793,800
住友重機械工業	10,000	458	4,580,000
日立建機	1,800	2,036	3,664,800
井関農機	4,000	286	1,144,000
クボタ	17,000	1,406	23,902,000
月島機械	1,000	1,134	1,134,000
帝国電機製作所	200	3,000	600,000
新東工業	1,000	791	791,000
小森コーポレーション	1,100	1,294	1,423,400
荏原製作所	8,000	688	5,504,000
西島製作所	800	1,341	1,072,800
ダイキン工業	4,200	5,862	24,620,400
オルガノ	1,000	477	477,000
トーヨーカネツ	2,000	280	560,000
栗田工業	1,700	2,173	3,694,100
椿本チエイン	2,000	838	1,676,000
ダイフク	1,500	1,501	2,251,500
タダノ	2,000	1,389	2,778,000
フジテック	1,000	1,282	1,282,000
C K D	1,200	1,053	1,263,600
平和	900	1,745	1,570,500
理想科学工業	300	2,289	686,700
S A N K Y O	1,000	4,270	4,270,000
アマノ	1,200	1,054	1,264,800
サンデン	2,000	533	1,066,000
蛇の目ミシン工業	5,000	85	425,000
マックス	1,000	1,173	1,173,000
グローリー	1,100	2,774	3,051,400
セガサミーホールディングス	3,400	2,401	8,163,400
リケン	2,000	454	908,000
T P R	400	1,623	649,200
ホシザキ電機	800	3,715	2,972,000
日本精工	7,000	1,114	7,798,000
N T N	8,000	390	3,120,000

ジェイテクト	3,400	1,683	5,722,200
不二越	3,000	640	1,920,000
日本トムソン	1,000	528	528,000
THK	2,100	2,254	4,733,400
イーグル工業	1,000	1,766	1,766,000
キッツ	1,700	515	875,500
日立工機	1,000	752	752,000
マキタ	2,000	5,320	10,640,000
日立造船	2,800	577	1,615,600
三菱重工業	54,000	629	33,966,000
IHI	22,000	482	10,604,000
イビデン	2,200	2,009	4,419,800
コニカミノルタ	8,500	1,022	8,687,000
ブラザー工業	4,200	1,441	6,052,200
ミネベア	4,000	956	3,824,000
日立製作所	73,000	824	60,152,000
東芝	61,000	459	27,999,000
三菱電機	30,000	1,246	37,380,000
富士電機	10,000	475	4,750,000
安川電機	3,000	1,444	4,332,000
シンフォニアテクノロジー	3,000	163	489,000
明電舎	3,000	444	1,332,000
デンヨー	500	1,552	776,000
東芝テック	2,000	666	1,332,000
マブチモーター	400	6,980	2,792,000
日本電産	1,700	12,740	21,658,000
ダイヘン	2,000	408	816,000
JVCケンウッド	2,900	243	704,700
大崎電気工業	1,000	629	629,000
オムロン	3,400	4,355	14,807,000
日東工業	600	2,120	1,272,000
IDEC	800	934	747,200
ジーエス・ユアサコーポレーション	6,000	574	3,444,000
メルコホールディングス	200	1,572	314,400
日本電気	42,000	336	14,112,000
富士通	29,000	622	18,038,000
沖電気工業	13,000	247	3,211,000
電気興業	1,000	671	671,000
サンケン電気	2,000	681	1,362,000
アイホン	300	1,563	468,900
ルネサスエレクトロニクス	1,400	703	984,200
セイコーエプソン	2,200	3,310	7,282,000
ワコム	2,600	653	1,697,800
アルバック	800	2,196	1,756,800
アクセル	300	1,670	501,000
EIZO	400	2,826	1,130,400
日本信号	1,200	881	1,057,200
パナソニック	35,000	1,301	45,535,000

シャープ	22,000	319	7,018,000
アンリツ	1,800	1,151	2,071,800
富士通ゼネラル	1,000	1,027	1,027,000
日立国際電気	1,000	1,338	1,338,000
ソニー	16,700	1,864	31,128,800
T D K	1,800	4,565	8,217,000
ミツミ電機	1,500	830	1,245,000
アルプス電気	2,400	1,290	3,096,000
パイオニア	4,200	225	945,000
日本電波工業	500	859	429,500
フォスター電機	400	1,466	586,400
S M K	2,000	468	936,000
東光	2,000	388	776,000
ホシデン	1,300	496	644,800
ヒロセ電機	500	14,560	7,280,000
日本航空電子工業	1,000	1,669	1,669,000
古野電気	800	672	537,600
ユニデン	2,000	274	548,000
アルパイン	900	1,399	1,259,100
アイコム	300	2,292	687,600
船井電機	500	1,170	585,000
横河電機	3,500	1,596	5,586,000
新電元工業	1,000	510	510,000
アズビル	1,000	2,525	2,525,000
日本光電工業	800	4,100	3,280,000
共和電業	2,000	429	858,000
堀場製作所	800	3,970	3,176,000
アドバンテスト	2,200	1,059	2,329,800
キーエンス	700	42,055	29,438,500
日置電機	400	1,415	566,000
シスメックス	1,300	6,010	7,813,000
メガチップス	300	1,293	387,900
O B A R A G R O U P	300	3,680	1,104,000
コーセル	600	1,192	715,200
スタンレー電気	2,400	2,347	5,632,800
岩崎電気	2,000	265	530,000
ウシオ電機	1,800	1,311	2,359,800
日本セラミック	300	1,736	520,800
遠藤照明	200	2,031	406,200
日本電子	2,000	404	808,000
カシオ計算機	3,300	1,203	3,969,900
ファナック	3,300	17,325	57,172,500
エンプラス	100	6,320	632,000
ローム	1,700	5,270	8,959,000
浜松ホトニクス	1,200	4,265	5,118,000
三井ハイテック	900	717	645,300
新光電気工業	1,400	766	1,072,400
京セラ	5,300	4,687	24,841,100

太陽誘電	1,700	1,307	2,221,900
村田製作所	3,200	9,759	31,228,800
ユーシン	900	654	588,600
双葉電子工業	900	1,689	1,520,100
北陸電気工業	4,000	139	556,000
ニチコン	1,300	851	1,106,300
日本ケミコン	2,000	308	616,000
K O A	800	1,057	845,600
小糸製作所	2,000	1,895	3,790,000
ミツバ	800	1,829	1,463,200
スター精密	900	1,155	1,039,500
大日本スクリーン製造	3,000	521	1,563,000
キヤノン電子	300	1,820	546,000
キヤノン	17,600	3,127	55,035,200
リコー	9,000	1,278	11,502,000
東京エレクトロン	2,700	6,150	16,605,000
トヨタ紡織	1,300	1,061	1,379,300
鬼怒川ゴム工業	1,000	453	453,000
ユニプレス	500	1,931	965,500
豊田自動織機	2,700	4,775	12,892,500
モリタホールディングス	1,000	884	884,000
デンソー	7,600	5,367	40,789,200
東海理化電機製作所	900	1,834	1,650,600
三井造船	14,000	221	3,094,000
佐世保重工業	5,000	162	810,000
川崎重工業	24,000	415	9,960,000
名村造船所	700	1,011	707,700
日本車輛製造	2,000	482	964,000
日産自動車	41,600	892	37,107,200
いすゞ自動車	18,000	624	11,232,000
トヨタ自動車	43,000	5,821	250,303,000
日野自動車	4,000	1,510	6,040,000
三菱自動車工業	10,000	1,143	11,430,000
武蔵精密工業	400	1,977	790,800
日産車体	1,000	1,545	1,545,000
新明和工業	2,000	899	1,798,000
極東開発工業	800	1,339	1,071,200
日信工業	900	1,973	1,775,700
トピー工業	3,000	181	543,000
ティラド	2,000	290	580,000
曙ブレーキ工業	2,200	476	1,047,200
タチエス	500	1,559	779,500
N O K	1,400	1,708	2,391,200
フタバ産業	1,600	450	720,000
カヤバ工業	3,000	476	1,428,000
大同メタル工業	1,000	964	964,000
プレス工業	2,000	406	812,000
カルソニックカンセイ	2,000	531	1,062,000

太平洋工業	1,000	685	685,000
ケーヒン	900	1,534	1,380,600
アイシン精機	2,800	3,640	10,192,000
マツダ	46,000	492	22,632,000
ダイハツ工業	3,100	1,663	5,155,300
本田技研工業	27,300	3,732	101,883,600
スズキ	6,500	2,729	17,738,500
富士重工業	10,600	2,821	29,902,600
ヤマハ発動機	4,900	1,554	7,614,600
ショーワ	1,000	1,295	1,295,000
T B K	1,000	541	541,000
エクセディ	400	2,903	1,161,200
豊田合成	1,000	2,055	2,055,000
ヨロズ	400	2,088	835,200
エフ・シー・シー	500	1,779	889,500
シマノ	1,300	9,340	12,142,000
タカタ	500	2,847	1,423,500
テイ・エス テック	800	3,375	2,700,000
テルモ	2,300	4,595	10,568,500
クリエートメディック	900	927	834,300
日機装	1,000	1,212	1,212,000
島津製作所	4,000	890	3,560,000
東京計器	2,000	314	628,000
東京精密	800	1,978	1,582,400
ニコン	5,800	1,870	10,846,000
トプコン	1,000	1,579	1,579,000
オリンパス	4,500	3,515	15,817,500
タムロン	300	2,658	797,400
H O Y A	7,400	3,123	23,110,200
シチズンホールディングス	4,200	872	3,662,400
セイコーホールディングス	2,000	438	876,000
ニプロ	1,900	916	1,740,400
パラマウントベッドホールディングス	300	3,000	900,000
バンダイナムコホールディングス	3,300	2,360	7,788,000
フランスベッドホールディングス	3,000	190	570,000
パイロットコーポレーション	300	3,755	1,126,500
トッパン・フォームズ	1,000	890	890,000
フジシールインターナショナル	400	3,785	1,514,000
タカラトミー	1,600	456	729,600
プロネクサス	900	724	651,600
大建工業	3,000	266	798,000
凸版印刷	9,000	759	6,831,000
大日本印刷	10,000	1,044	10,440,000
日本写真印刷	600	1,448	868,800
アシックス	3,000	2,075	6,225,000
ツツミ	200	2,349	469,800
ローランド	600	1,433	859,800
ヤマハ	2,600	1,411	3,668,600



ピジョン	500	4,375	2,187,500
リンテック	600	2,039	1,223,400
イトーキ	1,100	629	691,900
任天堂	1,900	12,400	23,560,000
三菱鉛筆	400	2,811	1,124,400
タカラスタンダード	1,000	760	760,000
コクヨ	1,900	706	1,341,400
岡村製作所	1,000	884	884,000
美津濃	2,000	554	1,108,000
アデランス	500	1,109	554,500
東京電力	26,100	461	12,032,100
中部電力	10,000	1,297	12,970,000
関西電力	12,400	1,167	14,470,800
中国電力	4,200	1,494	6,274,800
北陸電力	3,000	1,356	4,068,000
東北電力	7,600	1,205	9,158,000
四国電力	2,800	1,707	4,779,600
九州電力	6,700	1,394	9,339,800
北海道電力	2,900	1,065	3,088,500
沖縄電力	300	3,420	1,026,000
電源開発	1,900	3,260	6,194,000
東京瓦斯	35,000	519	18,165,000
大阪瓦斯	31,000	416	12,896,000
東邦瓦斯	8,000	532	4,256,000
北海道瓦斯	3,000	286	858,000
西部瓦斯	5,000	251	1,255,000
静岡瓦斯	1,700	610	1,037,000
東武鉄道	18,000	494	8,892,000
相鉄ホールディングス	5,000	372	1,860,000
東京急行電鉄	19,000	620	11,780,000
京浜急行電鉄	9,000	854	7,686,000
小田急電鉄	10,000	903	9,030,000
京王電鉄	10,000	715	7,150,000
京成電鉄	5,000	899	4,495,000
富士急行	1,000	906	906,000
東日本旅客鉄道	5,700	7,782	44,357,400
西日本旅客鉄道	2,800	4,245	11,886,000
東海旅客鉄道	2,600	11,940	31,044,000
西日本鉄道	4,000	404	1,616,000
近畿日本鉄道	29,000	365	10,585,000
阪急阪神ホールディングス	20,000	556	11,120,000
南海電気鉄道	6,000	401	2,406,000
京阪電気鉄道	6,000	405	2,430,000
名糖運輸	1,800	683	1,229,400
名古屋鉄道	12,000	320	3,840,000
日本通運	13,000	488	6,344,000
ヤマトホールディングス	5,700	2,155	12,283,500
山九	4,000	448	1,792,000

センコー	2,000	484	968,000
日本梱包運輸倉庫	1,200	1,907	2,288,400
福山通運	2,000	604	1,208,000
セイノーホールディングス	2,000	1,088	2,176,000
神奈川中央交通	2,000	512	1,024,000
日立物流	600	1,679	1,007,400
日本郵船	27,000	328	8,856,000
商船三井	17,000	429	7,293,000
川崎汽船	16,000	233	3,728,000
NSユニテッド海運	2,000	271	542,000
飯野海運	1,600	520	832,000
日本航空	2,700	5,170	13,959,000
ANAホールディングス	63,000	231	14,553,000
日新	3,000	282	846,000
三菱倉庫	2,000	1,448	2,896,000
三井倉庫	2,000	415	830,000
住友倉庫	2,000	522	1,044,000
澁澤倉庫	1,000	364	364,000
上組	3,000	963	2,889,000
近鉄エクスプレス	300	4,375	1,312,500
NECネットエスアイ	400	2,274	909,600
システナ	800	765	612,000
ITホールディングス	1,300	1,821	2,367,300
グリー	1,700	1,147	1,949,900
コーエーテクモホールディングス	1,000	1,304	1,304,000
ネクソン	2,700	881	2,378,700
ハーツユニテッドグループ	200	3,340	668,000
ダウンゴ	400	3,060	1,224,000
ティーガイア	500	981	490,500
インターネットイニシアティブ	500	2,155	1,077,500
野村総合研究所	1,800	3,345	6,021,000
フジ・メディア・ホールディングス	3,000	1,970	5,910,000
オービック	1,200	3,290	3,948,000
TDCソフトウェアエンジニアリング	1,400	834	1,167,600
ヤフー	22,100	637	14,077,700
トレンドマイクロ	1,400	3,350	4,690,000
日本オラクル	500	4,220	2,110,000
オービックビジネスコンサルタント	200	3,655	731,000
伊藤忠テクノソリューションズ	300	4,655	1,396,500
大塚商会	300	13,060	3,918,000
ネットワンシステムズ	1,500	699	1,048,500
エイベックス・グループ・ホールディングス	800	1,895	1,516,000
日本ユニシス	1,300	1,123	1,459,900
東京放送ホールディングス	1,800	1,176	2,116,800
日本テレビホールディングス	2,900	1,726	5,005,400
テレビ朝日	900	1,956	1,760,400
スカパーJ S A Tホールディングス	2,800	540	1,512,000
コネクシオ	1,000	810	810,000

日本電信電話	11,900	5,838	69,472,200
K D D I	9,300	6,045	56,218,500
光通信	300	8,650	2,595,000
N T T ドコモ	24,900	1,677	41,757,300
G M O インターネット	1,300	1,167	1,517,100
学研ホールディングス	2,000	279	558,000
ゼンリン	500	978	489,000
K A D O K A W A	300	3,375	1,012,500
松竹	2,000	879	1,758,000
東宝	2,300	2,040	4,692,000
東映	2,000	594	1,188,000
エヌ・ティ・ティ・データ	1,900	4,135	7,856,500
D T S	400	1,989	795,600
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,300	2,400	3,120,000
カブコン	900	1,986	1,787,400
S C S K	900	3,065	2,758,500
日本システムウエア	2,100	488	1,024,800
アイネス	800	737	589,600
T K C	400	1,889	755,600
富士ソフト	500	2,214	1,107,000
N S D	1,000	1,351	1,351,000
コナミ	1,500	2,606	3,909,000
ソフトバンク	14,900	7,973	118,797,700
双日	23,400	185	4,329,000
アルフレッサ ホールディングス	900	6,180	5,562,000
横浜冷凍	1,300	795	1,033,500
あい ホールディングス	900	1,763	1,586,700
ダイワボウホールディングス	4,000	192	768,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	900	703	632,700
U K C ホールディングス	500	1,756	878,000
T O K A I ホールディングス	2,300	336	772,800
シップヘルスケアホールディングス	400	3,585	1,434,000
エコートレーディング	1,000	688	688,000
三菱食品	300	2,219	665,700
松田産業	600	1,330	798,000
メディパルホールディングス	3,000	1,582	4,746,000
アズワン	300	2,527	758,100
ドウシシャ	600	1,506	903,600
高速	900	921	828,900
黒田電気	500	1,735	867,500
ガリバーインターナショナル	1,300	850	1,105,000
伊藤忠商事	24,400	1,304	31,817,600
丸紅	25,000	740	18,500,000
長瀬産業	1,600	1,278	2,044,800
豊田通商	3,500	2,575	9,012,500
兼松	10,000	164	1,640,000
三井物産	26,700	1,579	42,159,300
日立ハイテクノロジーズ	1,100	2,486	2,734,600

カメイ	800	752	601,600
山善	1,800	606	1,090,800
住友商事	17,200	1,365	23,478,000
三菱商事	23,700	1,964	46,546,800
第一実業	2,000	455	910,000
キヤノンマーケティングジャパン	1,200	1,359	1,630,800
菱洋エレクトロ	800	1,167	933,600
ユアサ商事	4,000	217	868,000
阪和興業	3,000	443	1,329,000
岩谷産業	4,000	629	2,516,000
すてきナイスグループ	2,000	224	448,000
昭光通商	5,000	140	700,000
三愛石油	2,000	544	1,088,000
稲畑産業	1,200	1,073	1,287,600
東邦ホールディングス	1,100	2,132	2,345,200
サンゲツ	500	2,523	1,261,500
伊藤忠エネクス	1,500	574	861,000
サンリオ	900	3,895	3,505,500
リョーサン	500	2,158	1,079,000
三信電気	800	695	556,000
東陽テクニカ	800	1,030	824,000
モスフードサービス	500	2,104	1,052,000
加賀電子	400	1,337	534,800
ヤマタネ	3,000	162	486,000
日鉄住金物産	2,000	399	798,000
トラスコ中山	500	2,443	1,221,500
オートバックスセブン	1,300	1,668	2,168,400
加藤産業	500	1,983	991,500
イエローハット	400	1,962	784,800
因幡電機産業	500	3,295	1,647,500
ミスミグループ本社	1,200	2,845	3,414,000
スズケン	1,200	3,920	4,704,000
ローソン	1,200	7,030	8,436,000
カワチ薬品	300	1,948	584,400
エービーシー・マート	400	4,395	1,758,000
アスクル	300	3,310	993,000
ゲオホールディングス	800	958	766,400
アダストリアホールディングス	200	2,350	470,000
パル	200	1,747	349,400
エディオン	1,800	584	1,051,200
サーラコーポレーション	1,200	507	608,400
ビックカメラ	1,400	589	824,600
DCMホールディングス	1,700	661	1,123,700
Monotaro	500	2,418	1,209,000
J・フロント リテイリング	8,000	652	5,216,000
ドトール・日レスホールディングス	800	1,672	1,337,600
マツモトキヨシホールディングス	600	3,365	2,019,000
スタートトゥデイ	1,000	2,720	2,720,000

ココカラファイン	300	2,663	798,900
三越伊勢丹ホールディングス	6,300	1,202	7,572,600
ウエルシアホールディングス	100	5,640	564,000
コスモス薬品	200	11,890	2,378,000
セブン&アイ・ホールディングス	12,700	3,942	50,063,400
ツルハホールディングス	300	9,930	2,979,000
クスリのアオキ	100	5,320	532,000
カップ・クリエイトホールディングス	900	938	844,200
良品計画	300	9,380	2,814,000
コナカ	500	766	383,000
コーナン商事	700	1,050	735,000
エコス	1,700	642	1,091,400
ワタミ	400	1,496	598,400
ドンキホーテホールディングス	1,000	5,440	5,440,000
西松屋チェーン	1,000	745	745,000
ゼンショーホールディングス	1,300	1,089	1,415,700
サイゼリヤ	500	1,212	606,000
ユナイテッドアローズ	400	3,580	1,432,000
ハイデイ日高	480	2,026	972,480
コロワイド	1,000	1,130	1,130,000
壱番屋	200	3,945	789,000
スギホールディングス	500	3,965	1,982,500
ファミリーマート	1,000	4,690	4,690,000
木曽路	500	1,877	938,500
千趣会	1,000	803	803,000
ケーヨー	1,600	449	718,400
上新電機	1,000	792	792,000
日本瓦斯	600	1,251	750,600
ロイヤルホールディングス	900	1,435	1,291,500
島忠	900	2,213	1,991,700
チヨダ	400	2,031	812,400
カスミ	1,500	678	1,017,000
リンガーハット	800	1,431	1,144,800
AOKIホールディングス	600	1,474	884,400
オークワ	1,000	845	845,000
コメリ	400	2,537	1,014,800
青山商事	1,000	2,668	2,668,000
しまむら	300	8,950	2,685,000
高島屋	4,000	904	3,616,000
松屋	900	948	853,200
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,000	767	1,534,000
パルコ	900	882	793,800
丸井グループ	4,300	856	3,680,800
ダイエー	2,700	326	880,200
イズミヤ	2,000	476	952,000
イオン	11,100	1,232	13,675,200
ユニーグループ・ホールディングス	3,600	627	2,257,200
イズミ	900	3,035	2,731,500

平和堂	900	1,384	1,245,600
フジ	500	1,749	874,500
ヤオコー	200	4,470	894,000
ゼビオ	400	1,840	736,000
ケーズホールディングス	700	2,706	1,894,200
インファーマシーズ	200	4,415	883,000
ヤマダ電機	12,000	326	3,912,000
アークランドサカモト	400	1,794	717,600
ニトリホールディングス	1,200	4,600	5,520,000
吉野家ホールディングス	1,100	1,327	1,459,700
サガミチェーン	1,000	932	932,000
プレナス	400	2,249	899,600
アークス	500	1,934	967,000
パロー	900	1,272	1,144,800
ファーストリテイリング	700	37,690	26,383,000
サンドラッグ	600	4,230	2,538,000
じもとホールディングス	2,900	199	577,100
新生銀行	28,000	208	5,824,000
あおぞら銀行	14,000	306	4,284,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	229,000	599	137,171,000
りそなホールディングス	30,100	541	16,284,100
三井住友トラスト・ホールディングス	61,000	479	29,219,000
三井住友フィナンシャルグループ	22,900	4,609	105,546,100
第四銀行	3,000	365	1,095,000
北越銀行	4,000	207	828,000
西日本シティ銀行	12,000	246	2,952,000
千葉銀行	12,000	642	7,704,000
横浜銀行	19,000	523	9,937,000
常陽銀行	12,000	502	6,024,000
群馬銀行	8,000	554	4,432,000
武蔵野銀行	500	3,320	1,660,000
千葉興業銀行	900	665	598,500
筑波銀行	1,600	378	604,800
東京都民銀行	900	1,054	948,600
七十七銀行	4,000	459	1,836,000
青森銀行	2,000	277	554,000
秋田銀行	2,000	265	530,000
山形銀行	2,000	406	812,000
岩手銀行	200	4,475	895,000
東邦銀行	2,000	310	620,000
東北銀行	5,000	154	770,000
みちのく銀行	2,000	206	412,000
ふくおかフィナンシャルグループ	13,000	444	5,772,000
静岡銀行	9,000	1,011	9,099,000
十六銀行	4,000	338	1,352,000
スルガ銀行	3,000	1,765	5,295,000
八十二銀行	5,000	563	2,815,000
山梨中央銀行	2,000	433	866,000

大垣共立銀行	4,000	266	1,064,000
福井銀行	3,000	245	735,000
北國銀行	3,000	346	1,038,000
清水銀行	200	2,459	491,800
滋賀銀行	3,000	523	1,569,000
南都銀行	3,000	351	1,053,000
百五銀行	2,000	402	804,000
京都銀行	5,000	816	4,080,000
紀陽銀行	1,300	1,297	1,686,100
三重銀行	2,000	218	436,000
ほくほくフィナンシャルグループ	22,000	192	4,224,000
広島銀行	10,000	406	4,060,000
山陰合同銀行	2,000	713	1,426,000
中国銀行	2,200	1,304	2,868,800
伊予銀行	3,100	945	2,929,500
百十四銀行	3,000	341	1,023,000
四国銀行	2,000	216	432,000
阿波銀行	2,000	517	1,034,000
鹿児島銀行	2,000	626	1,252,000
大分銀行	2,000	381	762,000
宮崎銀行	2,000	290	580,000
肥後銀行	2,000	538	1,076,000
佐賀銀行	2,000	214	428,000
十八銀行	2,000	216	432,000
沖縄銀行	200	4,045	809,000
琉球銀行	900	1,285	1,156,500
八千代銀行	200	2,755	551,000
セブン銀行	10,900	379	4,131,100
みずほフィナンシャルグループ	390,600	209	81,635,400
山口フィナンシャルグループ	3,000	918	2,754,000
名古屋銀行	3,000	358	1,074,000
北洋銀行	5,100	393	2,004,300
愛知銀行	100	4,740	474,000
第三銀行	2,000	167	334,000
愛媛銀行	2,000	216	432,000
みなと銀行	2,000	174	348,000
京葉銀行	2,000	439	878,000
関西アーバン銀行	4,000	116	464,000
栃木銀行	2,000	391	782,000
北日本銀行	200	2,572	514,400
福島銀行	8,000	86	688,000
大東銀行	5,000	109	545,000
トモニホールディングス	2,700	401	1,082,700
フィデアホールディングス	2,600	194	504,400
池田泉州ホールディングス	2,200	471	1,036,200
F P G	400	1,151	460,400
S B Iホールディングス	3,800	1,236	4,696,800
ジャフコ	500	5,270	2,635,000

大和証券グループ本社	30,000	939	28,170,000
野村ホールディングス	61,500	706	43,419,000
岡三証券グループ	2,000	932	1,864,000
丸三証券	1,300	871	1,132,300
東洋証券	2,000	359	718,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3,700	895	3,311,500
水戸証券	1,000	440	440,000
いちよし証券	1,000	1,478	1,478,000
松井証券	1,600	1,121	1,793,600
マネックスグループ	4,100	428	1,754,800
カブドットコム証券	1,500	526	789,000
極東証券	500	1,881	940,500
N K S Jホールディングス	6,600	2,623	17,311,800
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	9,100	2,449	22,285,900
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,800	1,638	4,586,400
第一生命保険	15,100	1,517	22,906,700
東京海上ホールディングス	11,600	3,032	35,171,200
T & Dホールディングス	10,600	1,305	13,833,000
全国保証	800	2,393	1,914,400
クレディセゾン	2,600	2,255	5,863,000
芙蓉総合リース	300	3,505	1,051,500
興銀リース	500	2,628	1,314,000
東京センチュリーリース	900	3,000	2,700,000
日本証券金融	1,600	632	1,011,200
リコーリース	300	2,741	822,300
イオンフィナンシャルサービス	1,700	2,438	4,144,600
アコム	6,500	318	2,067,000
ジャックス	2,000	443	886,000
オリエントコーポレーション	6,800	207	1,407,600
日立キャピタル	800	2,552	2,041,600
オリックス	18,300	1,529	27,980,700
三菱UFJリース	8,100	526	4,260,600
日本取引所グループ	4,400	2,541	11,180,400
イー・ギャランティ	200	2,037	407,400
N E Cキャピタルソリューション	200	2,284	456,800
ヒューリック	5,100	1,329	6,777,900
野村不動産ホールディングス	1,900	2,130	4,047,000
フージャースホールディングス	600	625	375,000
東急不動産ホールディングス	7,700	789	6,075,300
飯田グループホールディングス	1,300	1,548	2,012,400
パーク24	1,700	2,007	3,411,900
三井不動産	15,000	3,250	48,750,000
三菱地所	22,000	2,552	56,144,000
平和不動産	800	1,650	1,320,000
東京建物	7,000	894	6,258,000
ダイビル	1,000	1,099	1,099,000
住友不動産	7,000	4,375	30,625,000
大京	5,000	222	1,110,000



テーオーシー	1,300	777	1,010,100
レオパレス21	3,100	508	1,574,800
住友不動産販売	300	3220	966,000
ゴールドクレスト	300	2,335	700,500
タカラレーベン	1,800	312	561,600
イオンモール	1,900	2,731	5,188,900
トーセイ	600	678	406,800
エヌ・ティ・ティ都市開発	2,200	984	2,164,800
日本空港ビルディング	1,200	2,615	3,138,000
日本工営	2,000	481	962,000
日本M&Aセンター	200	8,010	1,602,000
アコーディア・ゴルフ	1,700	1,359	2,310,300
タケエイ	300	958	287,400
エス・エム・エス	300	2,199	659,700
テンプホールディングス	700	3,035	2,124,500
クックパッド	200	2,918	583,600
NECフィールディング	500	1,577	788,500
総合警備保障	1,300	2,223	2,889,900
カカクコム	2,100	1,855	3,895,500
ツクイ	500	1,003	501,500
エムスリー	11	324,000	3,564,000
ディー・エヌ・エー	1,700	2,201	3,741,700
博報堂DYホールディングス	4,700	770	3,619,000
一休	4	117,900	471,600
ジャパンベストレスキューシステム	6	47,600	285,600
イーピーエス	5	114,700	573,500
ケネディクス	3,800	364	1,383,200
電通	3,000	4,070	12,210,000
みらかホールディングス	1,000	4,690	4,690,000
サニックス	700	1,246	872,200
オリエンタルランド	900	15,545	13,990,500
ダスキン	1,000	1,894	1,894,000
明光ネットワークジャパン	700	1,125	787,500
ラウンドワン	1,400	835	1,169,000
リゾートトラスト	1,200	1,657	1,988,400
もしもしホットライン	800	986	788,800
ユー・エス・エス	3,700	1,412	5,224,400
楽天	10,000	1,400	14,000,000
エイチ・アイ・エス	300	5,870	1,761,000
スバル興業	2,000	354	708,000
東京テアトル	3,000	150	450,000
よみうりランド	1,000	582	582,000
東京都競馬	3,000	351	1,053,000
東京ドーム	3,000	599	1,797,000
トランス・コスモス	500	2,241	1,120,500
乃村工藝社	1,100	749	823,900
藤田観光	1,000	335	335,000
日本管財	300	1,997	599,100

	セコム	3,300	5,851	19,308,300	
	メイテック	700	2,715	1,900,500	
	アサツー ディ・ケイ	800	2,130	1,704,000	
	応用地質	400	1,454	581,600	
	ベネッセホールディングス	900	3,940	3,546,000	
	イオンディライト	300	2,053	615,900	
	ニチイ学館	1,000	934	934,000	
	ダイセキ	800	1,855	1,484,000	
小計		4,972,689		5,378,651,280	
合計				5,378,651,280	

先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 10,000株

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(平成26年3月31日現在)

資産総額	210,918,852円
負債総額	74,331円
純資産総額（ - ）	210,844,521円
発行済口数	143,239,553口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4720円

<参考>

明治安田TOPIXマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	15,331,927,197円
負債総額	4,722,889,289円
純資産総額（ - ）	10,609,037,908円
発行済口数	6,059,100,547口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7509円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および託会社に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

##### (2)委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

- 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	142 本	717,525,178,435 円
単位型株式投資信託	1 本	2,936,977,230 円
合 計	143 本	720,462,155,665 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,798,082	7,585,064
前払費用	96,609	80,260
未収入金	1,594	<sup>1</sup> 190,980
未収委託者報酬	406,697	487,397
未収運用受託報酬	<sup>1</sup> 497,131	<sup>1</sup> 141,641
未収投資助言報酬	<sup>1</sup> 170,156	<sup>1</sup> 197,081
その他	1,757	15,812
流動資産合計	8,972,029	8,698,236
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>2</sup> 120,876	<sup>2</sup> 90,863
器具備品	<sup>2</sup> 132,336	<sup>2</sup> 117,771
有形固定資産合計	253,213	208,635
無形固定資産		
ソフトウェア	22,377	57,810
電話加入権	6,662	6,662
その他	8,170	340
無形固定資産合計	37,210	64,813
投資その他の資産		
長期差入保証金	<sup>1</sup> 190,699	97,273
長期前払費用	185	95
投資その他の資産合計	190,884	97,368
固定資産合計	481,307	370,817
資産合計	9,453,336	9,069,054

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,168	82,916
未払金	339,611	539,304
未払収益分配金	158	135
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	163,484	198,056
その他未払金	168,652	333,796
未払費用	32,463	30,603
未払法人税等	10,892	7,214
未払消費税等	36,590	-
賞与引当金	104,985	86,215
流動負債合計	542,711	746,254
固定負債		
退職給付引当金	114,893	84,636
資産除去債務	55,470	27,376
固定負債合計	170,363	112,012
負債合計	713,075	858,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,050,436	520,962
利益剰余金合計	4,225,478	3,696,003
株主資本合計	8,740,261	8,210,787
純資産合計	8,740,261	8,210,787
負債・純資産合計	9,453,336	9,069,054



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日)	(自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		3,037,583		2,773,510
受入手数料		25,800		21,027
運用受託報酬		1,970,292		1,564,002
投資助言報酬		332,526		372,192
営業収益合計		5,366,202		4,730,732
営業費用				
支払手数料		1,402,793		1,246,685
広告宣伝費		22,521		17,645
公告費		323		-
調査費		967,154		975,236
調査費		390,141		385,416
委託調査費		577,013		589,820
委託計算費		266,632		287,651
営業雑経費		96,076		90,766
通信費		19,416		17,735
印刷費		66,048		61,830
協会費		6,780		7,902
諸会費		3,346		3,283
営業雑費		484		14
営業費用合計		2,755,501		2,617,985
一般管理費				
給料		1,532,277		1,423,034
役員報酬		70,098		59,208
給料・手当		1,219,741		1,123,919
賞与		242,437		239,907
その他報酬		2,242		-
賞与引当金繰入		104,985		86,215
福利厚生費		246,627		239,485
交際費		1,974		1,049
寄付金		200		200
旅費交通費		32,460		27,549
租税公課		24,888		21,013
不動産賃借料		237,951		209,742
退職給付費用		53,431		27,754
固定資産減価償却費		85,762		81,773
諸経費		149,865		141,550
一般管理費合計		2,472,666		2,259,368
営業利益又は営業損失( )		138,034		146,621

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
	（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
営業外収益		
受取利息	4,070	3,610
償還金等時効完成分	12	50
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 2,275	<sup>1</sup> 1,192
貸倒引当金戻入額	15,785	-
雑益	3,513	848
営業外収益合計	25,657	5,702
営業外費用		
為替差損	506	-
賃貸借契約解約損	-	117
雑損	-	1
営業外費用合計	506	119
経常利益又は経常損失（ ）	163,185	141,038
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 611	<sup>2</sup> 161,764
合併関連費用	<sup>3</sup> 3,400	-
本社移転関連費用	-	<sup>1</sup> 88,653
特別退職加算金等	-	130,628
特別損失合計	4,011	381,046
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	159,174	522,084
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	142,624	-
法人税等合計	144,914	2,290
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,260	524,374

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		1,000,000		1,000,000
当期変動額		-		-
当期末残高		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		660,443		660,443
当期変動額		-		-
当期末残高		660,443		660,443
その他資本剰余金				
当期首残高		2,854,339		2,854,339
当期変動額		-		-
当期末残高		2,854,339		2,854,339
資本剰余金合計				
当期首残高		3,514,783		3,514,783
当期変動額		-		-
当期末残高		3,514,783		3,514,783
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		83,040		83,040
当期変動額		-		-
当期末残高		83,040		83,040
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		3,092,001		3,092,001
当期変動額		-		-
当期末残高		3,092,001		3,092,001
繰越利益剰余金				
当期首残高		1,036,176		1,050,436
当期変動額				
剰余金の配当		-		5,099
当期純利益又は当期純損失( )		14,260		524,374
当期変動額合計		14,260		529,474
当期末残高		1,050,436		520,962
利益剰余金合計				
当期首残高		4,211,217		4,225,478
当期変動額				
剰余金の配当		-		5,099
当期純利益又は当期純損失( )		14,260		524,374
当期変動額合計		14,260		529,474
当期末残高		4,225,478		3,696,003
株主資本合計				
当期首残高		8,726,001		8,740,261
当期変動額				
剰余金の配当		-		5,099
当期純利益又は当期純損失( )		14,260		524,374
当期変動額合計		14,260		529,474
当期末残高		8,740,261		8,210,787

## 重要な会計方針

<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8年～18年</p> <p>器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未収入金	-	190,313千円
未収運用受託報酬	8,944千円	5,926千円
未収投資助言報酬	164,758千円	190,120千円
長期差入保証金	190,313千円	-

2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	133,261千円	1,052千円
器具備品	327,061千円	222,594千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,275千円	1,192千円
本社移転関連費用	-	30,179千円

2 前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

3 前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2) 未収入金	1,594	1,594	-
(3) 未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(4) 未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(5) 未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(6) 長期差入保証金	190,699	187,683	3,015
資産計	9,064,361	9,061,345	3,015
(1) 未払手数料	163,484	163,484	-
(2) その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

## 当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
(2) 未収入金	190,980	190,980	-
(3) 未収委託者報酬	487,397	487,397	-
(4) 未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
(5) 未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
(6) 長期差入保証金	97,273	84,120	13,152
資産計	8,699,437	8,686,284	13,152
(1) 未払手数料	198,056	198,056	-
(2) その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収入金	1,594	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	-	-	-
長期差入保証金	-	190,313	-	-
合計	8,873,566	190,313	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収入金	190,980	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,601,907	-	-	96,907

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	427,062	454,392
(2) 年金資産 (千円)	312,169	369,756
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	114,893	84,636
(4) 退職給付引当金 (3) (千円)	114,893	84,636

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
退職給付費用 (千円)	53,431	27,754

(注1) 当事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	448,266	千円	689,786	千円
税務上の繰延資産償却超過額	52,268	"	46,523	"
賞与引当金繰入限度超過額	39,904	"	32,770	"
退職給付引当金繰入限度超過額	42,472	"	31,036	"
その他	38,408	"	24,586	"
繰延税金資産小計	621,320	"	824,703	"
評価性引当額	616,061	"	814,989	"
繰延税金資産合計	5,259	"	9,713	"
繰延税金負債				
資産除去費用	5,259	"	9,713	"
繰延税金負債合計	5,259	"	9,713	"
繰延税金資産の純額	-	"	-	"

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	40.69	%	-	
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.50	"	-	
評価性引当額の増減	48.41	"	-	
住民税均等割	1.44	"	-	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	91.04	%	-	

（注）当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、当事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を16年から15年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
期首残高	54,977	千円	55,470	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	27,316	"
時の経過による調整額	492	"	515	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	55,925	"
期末残高	55,470	千円	27,376	千円



（持分法損益等）  
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）  
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]  
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]  
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]  
該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	110,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	34,961	未収運用受託報酬	8,944
							投資助言報酬	321,882	未収投資助言報酬	164,758
							支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
							事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	462,766円00銭	434,732円21銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額( )	755円02銭	27,763円78銭

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	8,740,261	8,210,787
普通株式に係る純資産額(千円)	8,740,261	8,210,787
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	14,260	524,374
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	14,260	524,374
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 中間財務諸表等

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金・預金	7,621,212
未収委託者報酬	630,413
未収運用受託報酬	274,033
未収投資助言報酬	213,599
その他	123,531
流動資産合計	8,862,789
固定資産	
有形固定資産	<sup>1</sup> 195,629
無形固定資産	55,499
投資その他の資産	96,967
長期差入保証金	96,907
その他	60
固定資産合計	348,096
資産合計	9,210,886
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	241,591
未払法人税等	26,104
賞与引当金	50,790
その他	<sup>2</sup> 309,516
流動負債合計	635,316
固定負債	
退職給付引当金	64,813
資産除去債務	27,556
固定負債合計	92,369
負債合計	727,686
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	793,374
利益剰余金合計	3,968,416
株主資本合計	8,483,199
純資産合計	8,483,199
負債純資産合計	9,210,886

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月1日	
至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,941,332
受入手数料	5,659
運用受託報酬	653,658
投資助言報酬	203,859
営業収益合計	2,804,509
営業費用	
支払手数料	860,541
その他営業費用	780,585
営業費用合計	1,641,127
一般管理費	<sup>1</sup> 875,273
営業利益	288,109
営業外収益	<sup>2</sup> 3,013
営業外費用	61
経常利益	291,061
特別利益	-
特別損失	190
税引前中間純利益	290,870
法人税、住民税及び事業税	18,457
法人税等調整額	-
法人税等合計	18,457
中間純利益	272,412

## 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成25年4月1日	
	至 平成25年9月30日)	
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高		1,000,000
当中間期変動額		-
当中間期末残高		1,000,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高		660,443
当中間期変動額		-
当中間期末残高		660,443
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高		2,854,339
当中間期変動額		-
当中間期末残高		2,854,339
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高		3,514,783
当中間期変動額		-
当中間期末残高		3,514,783
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高		83,040
当中間期変動額		-
当中間期末残高		83,040
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
当期首残高		3,092,001
当中間期変動額		-
当中間期末残高		3,092,001
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高		520,962
当中間期変動額		-
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		793,374
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高		3,696,003
当中間期変動額		-
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		3,968,416
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高		8,210,787
当中間期変動額		-
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		8,483,199

**重要な会計方針**

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8年～18年</p> <p>器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

**会計方針の変更**

該当事項はありません。



## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	4,209千円
器具備品	234,681千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	22,874千円
無形固定資産	9,797千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	1,419千円
保険契約返戻金・配当金	1,269千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,621,212	7,621,212	-
(2)未収委託者報酬	630,413	630,413	-
(3)未収運用受託報酬	274,033	274,033	-
(4)未収投資助言報酬	213,599	213,599	-
(5)長期差入保証金	96,907	83,312	13,594
資産計	8,836,165	8,822,570	13,594
(1)未払手数料	241,591	241,591	-
負債計	241,591	241,591	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	27,376千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	179千円
当中間会計期間末残高	<u>27,556千円</u>

## (賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	1,941,332	5,659	653,658	203,859	2,804,509

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	449,155円49銭
1株当たり中間純利益金額	14,423円27銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益金額(千円)	272,412
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	272,412
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

（平成25年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

（平成25年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社 2	1 620,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

1 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2 明治安田生命保険相互会社は、確定拠出年金による取得申込を除き、平成26年3月26日以降、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。なお、自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われず。

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

#### (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1)受託会社

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

#### 1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A)名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B)資本金の額 : 平成25年3月31日現在、10,000百万円
- (C)事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### 2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

#### 3.資本金関係

該当ありません。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、冒頭に記載します。
- (3)目論見書に商品分類および属性区分の一覧表、用語解説等を掲載します。
- (4)目論見書に、当ファンドの信託約款を添付します。届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6)目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (7)目論見書の冒頭に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

**独立監査人の監査報告書**

平成25年 6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 前 正 紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田TOPIXオープンの平成25年3月12日から平成26年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田TOPIXオープンの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

平成25年11月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。